記者発表資料

平成２０年 ９月 ２日
東 北 地 方 整 備 局
東 北 運 輸 局

魅力あふれる一地域一観光を推進します！
～「観光地域づくり実践プラン」募集開始～

国土交通省では、本日より、市町村が設置する協議会等を対象に**「観光地域づくり実践プラン」※資料1の募集を開始**します。

観光地域づくり実践プランは、国内外の観光客の増加、地域の経済活性化などを目的とした、地域の幅広い関係者が一体となって進める観光を軸とした地域づくり（観光地域づくり）の取組みを支援するもので、平成１７年度から実施しております。

このたび、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、実施要綱を改正しております。

募集スケジュール（従来型）

平成２０年９月　２日　　募集開始
９月１２日　　案件登録締切（応募にあたり案件登録が必要となります。）
９月１９日　　応募締切
～　９月下旬以降　応募内容の審査、実施地域の決定
※観光圏整備支援型は、随時受け付けております。

添　付　資　料

・資料１：平成２０年度　観光地域づくり実践プランの概要
・資料２：平成２０年度　観光地域づくり実践プラン（観光圏整備支援型）の概要
・資料３：観光地域づくり実践プラン実施要綱
・資料４：観光地域づくり実践プラン　過年度選定地域実施事例
※応募要領等については、下記アドレスをご参照下さい。
（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/kankoplan/index.htm）

※当発表は東北版であり、国土交通本省において「全国版」の記者発表をしております。

発表記者会 ： 宮城県政記者会・東北電力記者会・東北専門記者会

問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局
代表　０２２－２２５－２１７１
企　画　部　企　画　課　長　　岩﨑　　等（内線３１５１）
国土交通省　東北運輸局
代表　０２２－３８０－１００１
企画観光部　観光地域振興課長　　佐藤　一男

資料１

◆実践プランの概要

実践プランとは、観光圏の形成を図ろうとする単独又は複数の市町村もしくは都道府県の地域を対象に、国土交通省の重点的な支援を受けて観光地域づくりを行う事業です。

そこで実践プランでは、地域特性を踏まえた観光戦略に基づき、多様な地域資源を活用し、地域の幅広い関係者が一体となって進める観光地域づくりを、以下のように支援していきます。

⑴ 地域の自助努力による観光地域づくりを国土交通省が後押し

地方公共団体やＮＰＯ、観光協会等幅広い関係者が協議会を設立し、アクションプログラムの策定や事業の実施を行う、自律的に進める観光地域づくりを国土交通省が後押しします。

⑵ 国土交通省は各関係主体の取組みを総合的に支援

観光地域づくりの成功を後押しするため、国土交通省はインフラ整備等のハード施策とディスティネーションキャンペーン展開等のソフト施策の両面から、地域の進める必要な事業を総合的に支援します。

⑶ ＮＰＯ等民間事業者が実施する事業も支援対象

実践プラン対象地域において、ＮＰＯ等の民間事業者が進める観光戦略の核となる魅力ある地域づくりの重要な取組み、交流活動等を支援します。

◆平成 20 年度からの改正ポイント

『観光圏の形成に取り組む地域への支援を重点化』

このたび、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号、平成20年7月23日施行）」（以下、「観光圏整備法」という。）の趣旨を踏まえ、観光圏の形成を図る地域の支援に重点化する内容とするため実施要綱を改正しており、観光圏整備法に基づく観光圏整備計画を公表している協議会が実践プランを作成する場合、下記の特例措置があります。

⑴ 様式を簡略化

観光圏整備計画の内容と実践プランの内容を比較して重複する部分については、省略することができます。

⑵ 随時応募が可能

随時作成・公表される観光圏整備計画にあわせて、実践プランの応募も随時とします。

⑶ 検討会への報告により採択

観光圏整備計画の中で観光圏の形成に係る課題整理や戦略等が整理されているため、検討会への報告のみにて採択を行います。

平成20年度　観光地域づくり実践プラン（観光圏整備支援型）の概要

資料2

～H19

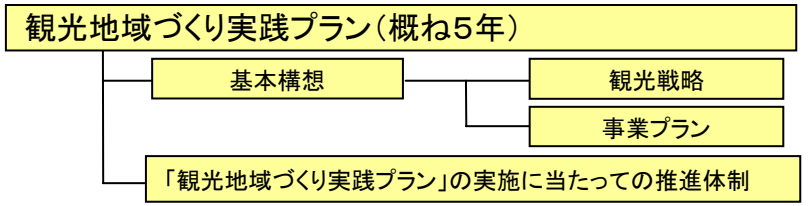
○目的

国内外の観光客の増加等を目的として、関係者が一体となって進める、観光を軸とした良好な地域づくりの取組みを推進

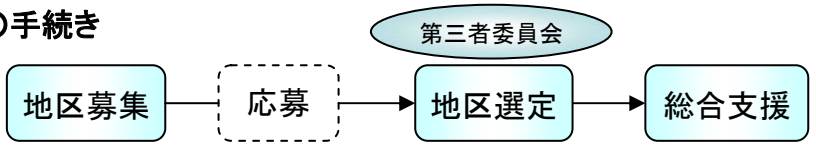
○事業のポイント

1. 地域の自助努力による観光地域づくりを後押し
2. 所管のハード・ソフト施策で総合的に支援
3. 観光地域づくりで重要なNPOも支援対象
4. 認定構想推進事業者への補助との連携

○計画の概要



○手続き



観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（案）（抄）

・・・国土交通大臣は、法第十九条に規定される社会資本整備事業等への配慮を行うにあたり、・・・（中略）・・・「観光地域づくり実践プラン」等の枠組みを通じて、認定観光圏整備事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう十分に配慮する。

H20～

観光圏整備計画を公表した地区が実践プランを作成する場合、

- ■ 応募書類の様式を簡略化
- ■ 応募が随時可能
- ■ 第三者委員会への報告のみにより採択

実践プランを作成した場合、

地域が行う、魅力ある景観形成等の観光地域づくりの取組を国土交通省が所管の事業や施策により総合的、重点的に支援し、実現を図る。

支援

観　光　圏

資料３

観光地域づくり実践プラン実施要綱

平成15年 4月15日　　制定
平成17年 6月 6日　　改正
平成20年 8月28日最終改正
国土交通省

１．目的

観光立国の実現に向け、地域に住む人々がその地に住むことに誇りをもち、幸せを感じるとともに、外国人観光客にとっても魅力あふれる「一地域一観光」の推進が求められている。

このような中で、地域特性を踏まえた観光戦略に基づき、多様な地域資源を活用し、地域の幅広い関係者が一体となって、観光を軸とした地域づくり（観光地域づくり）を一層推進していく必要がある。

本要綱は、地域が行う、魅力ある景観形成等の観光地域づくりの取組を国土交通省が所管のハードとソフトの事業、施策により総合的、重点的に支援するとともに、関係する地方公共団体が施策間の整合や連携を図りつつ取り組むことを促進する「観光地域づくり実践プラン」を実施する上での基本的な事項を定めるものである。

２．定義

(1) 「観光地域づくり」とは、内外観光客の増加、地域の経済活性化、生活環境向上及び国民等の観光ニーズに応えることを目的として、地域特性を踏まえた観光戦略に基づき、多様な地域資源を活用し、地域の幅広い関係者が一体となって進める、観光を軸とした良好な地域づくりの取組のことを指す。

(2) 「観光地域づくり実践プラン」（以下、「実践プラン」という。）とは、観光圏の形成を図ろうとする単独又は複数の市町村若しくは都道府県の地域を対象に、国土交通省の重点的な支援を受けて「観光地域づくり」を行う事業を指す。

(3) この要綱において、「地方整備局等」とは北海道開発局、地方整備局及び沖縄総合事務局開発建設部を、「地方運輸局等」とは地方運輸局及び沖縄総合事務局運輸部を指す。

３．「実践プラン」の実施主体

(1) 国土交通省の重点的な支援を受け、「観光地域づくり」を実施しようとする市町村又は都道府県は、関係者からなる「広域連携観光交流推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設置することとし、協議会が「実践プラン」の計画の策定と実施

に当たっての中心的な役割を果たす。

⑵ 関係者とは、有識者、旅行事業者や交通事業者等の観光関係事業者、ＮＰＯ等の関係団体の代表、地元関係者、関係市町村職員及び関係都道府県職員等、関係市町村又は関係都道府県が協議会の構成員として必要と判断する者を指す。

⑶ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（以下、「観光圏整備法」という。）第５条第１項の協議会が組織されている場合には、本協議会をもって⑴の協議会とみなすことができる。

４.「実践プラン」の計画内容

⑴ 全体構成

「実践プラン」の計画は以下の内容とする。

①基本構想

・観光戦略

・事業プラン

②「実践プラン」の実施に当たっての推進体制

⑵ 基本構想

基本構想は概ね５年程度を目標年次として、地域固有の特性を踏まえ、地域の自助努力を基本に目標が達成できるものでなければならない。基本構想は、①「観光戦略」、②「事業プラン」から構成され、その策定に際しては、必ず③「事業実施主体等との協議」を行うとともに、必要に応じ④「ＰＩ（パブリック・インボルブメント）の実施」を行うこととする。

①観光戦略

観光戦略とは、地域の資源を活かし、地域を訪れる人々を迎え入れるための戦略で地域の取組の方向付けとなるものであり、以下を内容とする。

（ア）対象地域における観光の現状、主要な観光資源

（イ）期待される主要な観光客の特性（どの地域から、どのような観光客を迎え入れることを想定しているのか）

（ウ）（ア）及び（イ）を踏まえた上での「観光地域づくり」の長期的な視点も含めたテーマ、方針

（エ）（ア）から（ウ）を踏まえた「観光地域づくり」を達成するための課題

なお、課題の抽出に当たっては、以下の観点に留意する。

（ｉ）旅行者の視点

・当該地域への交通手段　・地域内の交通環境　・観光資源の魅力度

・宿泊事情　・旅行出発地における情報入手　・地域内における観光案内の充実　・外国人旅行客への配慮

（ii）地域づくりの視点

・地域資源を活かした地域連携　・住民が誇れる地域づくり　・地域の産業との調和　・ＮＰＯ等多様な主体の参加と役割分担　・都市計画等や社会資本整備に係る諸計画との整合性

（オ）アウトカム目標及び目標年次

（カ）ＰＩの方法及び結果とその観光戦略への反映

②事業プラン

事業プランは観光戦略の実現に当たって必要となる事業・施策について定めるものであり、以下のとおり整理して記述する。

（ア）①（エ）の課題ごとに、その課題に対応するための事業として、良好な街並み景観・歩行者空間・水辺環境・公園等の交流拠点の形成、イベント、水辺や自然・地場産業の体験プログラムづくり、ＮＰＯ等による地域おこし活動等の魅力ある地域づくりの取組、集客・宿泊施設整備、交通網の乗り継ぎ利便の向上・インフラ整備・地域内の公共交通機関の運行等の交通の利便性の向上、ディスティネーションキャンペーン等の送客事業、旅行者に対する情報提供・地域内観光案内の充実、外客誘致の取組等の事業・施策について記述するものである。

（イ）さらに、（ア）において記述した各事業について、以下の区分に従いその内容を記述するものとする。

（ⅰ）核となるソフト事業

（ａ）地域団体等が行うソフト事業

観光戦略の核となる魅力ある地域づくりの取組（地域おこし活動、地場産業育成、美化清掃活動等）、交流活動（賑わいの創出、体験観光活動、案内等来訪者受け入れ体制整備、啓発活動等）、既存ストックの有効利用策、観光需要の平準化の取組、お祭り等の集客イベント、外国人を対象とした運送事業（バス事業、遊覧船事業等）等の活動など、地域団体等が行うソフト事業について、以下の内容を記載する。

・事業の概要と観光戦略との関係

・事業実施期間

・実施主体、実施体制

（ｂ）民間事業者が行うソフト事業

観光戦略と一体不可分なキャンペーン、旅客輸送等の民間事業者（旅行会社、交通事業者等）が行うソフト事業について、以下の内容を記載する。

・事業の概要と観光戦略との関係

・事業実施期間

・実施主体、実施体制

（ⅱ）民間ハード事業

（ａ）地域団体等が行うハード事業

観光戦略と一体不可分な主要な教養文化施設、休憩施設、観光案内所、案内標識等の地域団体等が行う施設整備事業について、以下の内容を記載する。

・事業の概要と観光戦略との関係
・事業実施期間
・実施主体

（ｂ）民間事業者が行うハード事業

観光戦略と一体不可分な主要な集客施設、宿泊施設等の民間事業者が行う施設整備事業について、以下の内容を記載する。

・事業の概要と観光戦略との関係
・事業実施期間
・実施主体

(iii)公的関連ソフト事業・施策

観光戦略に関して行政が行う街並み形成や公共交通等に関する規制・誘導施策、事業について、以下の内容を記載する。

・事業・施策の概要と観光戦略との関係
・事業・施策実施期間
・実施主体

(iv)公的関連ハード事業

観光戦略に関する基盤整備等に係る国土交通省所管事業及び地方単独事業等について、以下の内容を記載する。

・事業の概要と観光戦略との関係
・事業実施期間
・実施主体

（ウ）ＰＩの結果の事業プランへの反映について記述する。

③事業実施主体等との協議

協議会は、基本構想の策定に当たって事業実施主体等と協議するものとする。

④ＰＩの実施

協議会は、基本構想の策定に当たって、計画案の段階で、必要に応じて対象地域の住民に対するＰＩを実施することとし、基本構想の内容にはこの結果を反映させることとする。

(3) 「実践プラン」の実施に当たっての推進体制

「実践プラン」の実施に当たっては、地域の自助努力を基本に官民一体となって良好な地域づくりを進めるための推進体制を整備するものとし、以下を内容とする。

①推進体制の構成員

推進体制の構成員を内容とする。（以下に構成員の例を提示する。）

・関係市町村
・旅行事業者や交通事業者等の観光関係事業者
・ＮＰＯ等の関係団体の代表
・地元関係者

・基本構想対象事業等の事業実施主体
・関係都道府県、国等

②役割分担

各構成員と、それぞれの役割分担を内容とする。

③調整方法等

各構成員間での連携・調整の仕組みを内容とする。

④住民参加の方法等

地域の理解、協力及び参画を得るための具体的な枠組みを内容とする。

(4) 観光圏整備計画を公表している場合の特例措置

市町村又は都道府県が観光圏整備計画を公表している場合は、以下の内容を記載することによって､観光圏整備計画の内容と併せて実践プランとみなすこととする。

①観光地域づくりを達成するための社会資本整備に係る課題と解決への方針

②社会資本整備事業

・事業の概要（観光圏整備事業の実施にあたって配慮すべき事項を含む）と課題との関係
・事業実施期間
・事業主体

この場合、(2)③事業実施主体等との協議は、「基本構想」を「実践プラン」と読み替えて適用する。

５.「実践プラン」の応募

「実践プラン」を実施しようとする協議会は、策定した「実践プラン」の計画を応募申請書に添え、国土交通省の定める期間内に、地方整備局等又は地方運輸局等を経由して国土交通省担当部局に応募を行う。地方整備局等及び地方運輸局等は、応募に関し、協働して必要事項を聴取し本省担当部局に報告する。

なお、観光圏整備計画が公表されている場合は、随時応募を行うことができる。

６.「実践プラン」の選定・採択

(1) 選定主体

国土交通省は、応募がなされた「実践プラン」の選定について、別途設置する委員会に付議し、当該委員会の推薦を受け、国土交通省事業調整推進会議に諮ったうえで、選定するか否かを決定する。

なお、観光圏整備計画が公表されている場合は、当該委員会への報告を行うことにより採択するものとする。

(2) 選定基準

国土交通省の支援対象とする「実践プラン」の選定は以下の点を考慮して行う。

・観光戦略が地域固有の特性を踏まえたオリジナリティと創意・工夫を有するものであって、地域の自助努力を基本とするものであること。

・地域の観光魅力、国内外の観光客を迎え入れる体制の観点から、観光地としての発展可能性が高いと判断される地域であること。
・事業プランについては、「民間ハード事業」、「公的関連ハード事業」に偏ることなく、観光戦略を実現するための具体的課題とその解決のため事業が明確かつ具体的であり、ハードとソフトの連携、既存観光資源・インフラの利活用により、地域住民、観光客に親しまれる「観光地域づくり」が効率的に実施されると期待できること。
・観光戦略の実現のために、良好な景観の形成を進める必要があり、例えば景観法に基づく景観計画を策定し、又は景観地区を指定し、景観協議会の設置等に積極的に取り組む等、地域の自助努力を基本に、官民一体となって地域づくりの推進体制を整備していること。なお、推進体制については、ＮＰＯ等の関係団体、地域住民との連携体制が整い、地域の理解と協力及び参加が十分得られるよう考慮されていること。

(3) 選定通知・採択通知

①国土交通省は、選定又は採択された「実践プラン」の計画について、地方整備局等又は地方運輸局等を通じて、当該協議会へ通知する。

②国土交通省は、選定されなかった「実践プラン」の計画について、地方整備局等又は地方運輸局等を通じて、非選定理由とあわせて当該協議会へ通知する。

（注：選定されなかった「実践プラン」の計画については、その内容を見直した上、再度の応募を行うことができる。）

７.「実践プラン」の実施

(1) アクションプログラム

選定通知又は採択通知を受けた協議会は、「実践プラン」の実施のため、関係する事業・施策を計画的かつ一体的に進めるとともに、関係者間で認識、情報を共有することを目的として、実施スケジュールを記載した「アクションプログラム」をとりまとめるものとする。

①アクションプログラムの策定

・選定通知又は採択通知を受けた協議会は関係する事業・施策の実施主体に対して説明を行い、各事業・施策毎のアクションプログラムの策定を依頼する。
・協議会から依頼を受けた事業・施策の実施主体は、各事業・施策のアクションプログラムを速やかに策定し、協議会に対して報告するとともに、必要に応じて調整を行う。

②アクションプログラムの対象事業・施策

アクションプログラムの対象事業・施策は、事業プランに位置づけられた「核となるソフト事業（地域団体等が行うソフト事業、民間事業者が行うソフト事業）」、「民間ハード事業」、「公的関連ソフト事業・施策」、「公的関連ハード事業」とする。

なお、特例措置により実践プランを作成した場合は、「社会資本整備事業」と

する。

③アクションプログラムの内容

アクションプログラムは、以下の内容とする。

(ア)核となるソフト事業（地域団体等が行うソフト事業、民間事業者が行うソフト事業）

・具体的な事業内容
・年度ごとのスケジュール
・実施主体、実施体制（ＮＰＯ等地域の団体、地域住民との関係等）

(イ)民間ハード事業（地域団体等が行うハード事業、民間事業者が行うハード事業）

・具体的な事業内容
・年度ごとのスケジュール
・実施主体

(ウ)公的関連ソフト事業・施策

・具体的な事業・施策内容
・年度ごとのスケジュール
・実施主体

(エ)公的関連ハード事業

・具体的な事業内容
・年度ごとのスケジュール
・実施主体

なお、特例措置により実践プランを作成した場合は、「社会資本整備事業」について、(エ)公的関連ハード事業の内容に準じた内容を記載するものとする。

(2) 国土交通省は、「実践プラン」の実施に資するため、所管事業の重点的な実施等に配慮するとともに、海外宣伝をはじめとするキャンペーンの展開、地域団体が行う観光に関する活動等への支援を行うこととする。

８．アクションプログラムのフォローアップの実施

(1) 協議会は、毎年度、アクションプログラムのフォローアップ調査を実施する。

(2) フォローアップ調査においては、アクションプログラムの対象事業・施策について、以下の内容を調査する。

①アクションプログラムの進捗状況
②事業・施策実施上の課題
③事業・施策の今後の達成見込み
④事業・施策の効果

９．その他

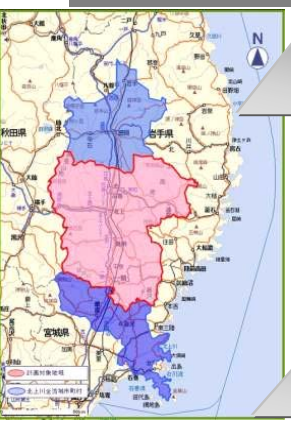
(1) 本要綱において「国土交通省担当部局」とあるのは国土交通省総合政策局事業総括調整官室及び観光庁観光地域振興部観光地域振興課を指す。ただし、国土交通省

設置法等の一部を改正する法律（平成２０年度法律第２６号）の施行の日（平成２０年１０月１日）の前日までの間においては、「観光庁観光地域振興部観光地域振興課」とあるのは、「観光地域振興課」とする。

(2) その他、この要綱の実施に必要な事項については別途定める。

○北上川流域観光地域づくり協議会（対象地域：5市4町）《H19選定》

《テーマ》『もっとゆったり、感じるままに』～出会いとふれあいの北上川～



《出会い》
みちのくの大地と
人々の出会い

《北上川》
北上川舟運を軸にし
たゆったり観光

・北上川舟運を観光軸に
・リピータ、滞在型観光
・心と心を繋ぐ観光を

《ふれあい》
自然・歴史文化・風土
人々の暮らしにふれあう





《計画概要》
○北上川舟運を軸とした新たな魅力創出のほか、農山村の暮らしを体験するグリーンツーリズムや郷土芸能などの体験型観光と、平泉文化遺産などの集客力の高い観光資源と連携し、人々の“こころ”と“心”を繋ぐ観光を目指す。

☑ 世界遺産登録が期待される平泉の文化遺産を活用した国際観光への各種取組みを実施。



☑ 郷土食の伝承と提供、地場産品を活用した新郷土食の提供を実施。



☑ 里山の自然や暮らし・人との交流に着目した観光資源発掘や、体験型観光を実施。



☑ 北上川全域をフィールドとした、北上川舟運の復活に向けた調査を実施。



○環鳥海地域観光交流推進協議会（対象地域：3市1町）《H17選定》

《テーマ》 癒しのふるさと・鳥海隠れ家ツーリズム



《ふれあい重視の観光交流》
地元住民のよる観光案内

《環鳥海地域魅力再発見》
山・湧水・渓谷・文化

・独立峰としては東北一の
高さを誇る鳥海山
・麓の豊かな自然

《地域連携した協働の観光》
行政区を越えた滞在型観光

《元気になる体験型観光》
自然や文化と親しむ体験型観光





《計画概要》
○独立峰として東北一の標高を誇る「鳥海山」とその周辺の豊かな自然を活かし、地元の人しか知らない美しい景観や文化を市民参加で利活用しながら、観光客と地元住民とのふれあいを重視した観光交流空間づくりを目指す。

☑ 圏域が連携した広域観光の情報発信として、鳥海山地域の統一した観光パンフレットを作成。



☑ 極楽鳥海酒、極楽鳥海炭など地域に根ざした商品開発で極楽鳥海ブランドを全国に発信。



☑ 既存の施設などを利用し、共通した観光情報で結ぶ「極楽鳥海案内所」を順次設置。極楽鳥海道53次のうち約20箇所を検討。



☑ 環鳥海の名所を広重風絵図に表現した極楽鳥海道53次カードを作成。

